平成23年度普通会計決算認定特別委員会 平成24年10月23日 (火) 〔委員会の概要 農林水産部関係〕

藤田豊委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。 (10時34分) 直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明を願うとともに、 この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることにいたします。

吉田農林水産部長

農林水産部の平成23年度の決算につきまして、お手元に御配付いたしております平成23年度決算普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づきまして御説明させていただきます。 1ページをお開きください。

平成23年度農林水産部主要施策の成果の概要についてでございます。

農林水産業を取り巻く環境は、少子高齢化や経済、社会構造の変革などに加え、国際情勢の変化が直接的な影響を及ぼす事態となっており、円高の進行やFTA(自由貿易協定)など、グローバル化に対応した施策の展開が必要となっております。また、本県の農林水産業は、生鮮食料供給地としての供給力の向上を初め、早急に取り組むべきさまざまな課題がございます。さらに、昨年3月に発生いたしました東日本大震災に伴う放射能汚染の懸念から、本県農林水産物の需要が増しているところでございます。

このような課題に迅速かつ的確に対応するため、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例に基づき、ブランド戦略や次世代林業プロジェクトの新施策をスタートさせるとともに、次の施策を重点的に進めてまいりました。

まず、1の本県の特長を生かした豊かで充実した食料の提供についてでございますが、 1点目の食料供給機能の強化による食料自給率の向上につきましては、生産と消費の距離 が近いという本県の特性を生かした生鮮食料供給地としての責務を果たすとともに、本県 の食料自給率の向上を図るため、食料供給機能の強化に努めてまいりました。

2点目の安全で安心な食料の安定的な供給につきましては、これまでの認証制度にGAP、いわゆる農業生産工程管理を加えた安²GAP認証制度やブランド農林水産物の放射能検査、口蹄疫等の家畜伝染病対策などの推進により、安全で安心な農林水産物の供給に努めてまいりました。

3点目の食育・地産地消の推進につきましては、食育推進キャンペーンの展開や県産農林水産物の消費促進、消費者との交流拡大などにより、地産地消を推進いたしました。

2ページをお開きください。

2の本県の特長を生かした活力ある農林水産業の振興についてでございますが、1点目のとくしまブランドの創出及び海外への進出につきましては、もうかる農林水産業の実現

を図るため、とくしま特選ブランド商品の創出、「新鮮 なっ!とくしま」号の展開などのアピールにより、とくしまブランドの確立を進めるとともに県産農林水産物の輸出促進を支援いたしました。

- 2点目の活力ある農林水産業の振興につきましては、①水田農業の振興におきまして、 水稲と園芸作物等を組み合わせた水田農業の振興を基本とし、農業者戸別所得補償制度の 活用、飼料用米などの作付拡大など、水田の有効活用及び経営安定を図ってまいりました。
- ②園芸農業の振興におきまして、産地改造計画に基づき、生産及び販売の強化に取り組むなど、ブランド産地の育成、強化を図り、東日本大震災により不足する野菜等の緊急的な作付拡大を推進いたしました。
- ③畜産業の振興におきまして、経営改善への先進的な取り組み支援、畜産物価格安定対策などを推進するとともに、阿波尾鶏など畜産3ブランドの生産基盤の強化と販売促進、新とくしまブランド豚の生産体制の整備に努めてまいりました。
- ④林業及び木材産業の振興におきまして、次世代林業プロジェクトを展開し、県産材の 生産拡大や木材加工体制の強化などを進め、とくしま木材利用指針に基づく県内消費の拡 大や県外への販路拡大を推進いたしました。
- ⑤水産業の振興におきまして、高品質で安全・安心な水産物の安定供給を図るため、生産施設等の整備を支援し、「徳島の活鱧料理 味わいキャンペーン」など、水産物の認知度向上と消費拡大に努めてまいりました。
 - 3ページをごらんいただきたいと思います。
- 3点目の優良な生産基盤の整備及び保全等につきましては、①優良な生産基盤の整備及び保全におきまして、とくしまブランド農産物を効率的、安定的に生産するため、農業用水の確保と農地の整備、保全を推進いたしました。また、林業・木材産業の振興等を通じた中山間地域の活性化を図るため、木材搬出コストの低減や路網整備の推進、さらに、土地の境界明確化を図る地籍調査の実施や、安全で快適な漁村づくりのため、漁港及び海岸の整備などを推進いたしました。
- ②農林地及び漁場の適切な管理及び有効利用におきまして、担い手への農地集積とともに、徳島県耕作放棄地解消基本指針に基づき耕作放棄地の発生防止及び解消を推進いたしました。また、未整備森林の解消に向け、森林管理活動への支援や条件不利地における公的な間伐等を推進いたしました。さらに、資源管理型漁業の定着化を推進するとともに、密漁等を防止するための漁業取り締まりを実施いたしました。
- 4点目の多様な担い手の育成等につきましては、①農山漁村ふるさと回帰プロジェクトの推進におきまして、離職された方々を農林水産業の担い手として育成するため、相談窓口を設置するとともに、OJT研修などにより受け入れ体制の整備を図りました。
- ②農業の担い手の育成におきまして、意欲と能力のある農業経営者を初め、青年農業者、女性農業者、さらには集落営農組織の育成を推進し、人・農地プランの作成支援などにより、多様な担い手の育成確保を図りました。
- ③林業の担い手の育成におきまして、地域の人材を新規林業就業者として受け入れると ともに、建設業などの参入も促進し、担い手確保や人材育成を推進いたしました。

- ④水産業の担い手の育成におきまして、漁業にチャレンジしようとする方々の就業支援 や担い手の育成のため、中核的存在である青壮年漁業者や女性の活動を支援いたしました。 4ページをお開きください。
- ⑤農林水産関係団体の組織強化と指導の実施におきまして、農林水産関係団体を育成するため、各団体が主体的に取り組む組織再編などを促進いたしました。
- ⑥農山漁村の人権啓発の推進におきまして、さまざまな人権問題について心が通い合う 温かい地域社会を形成し、人権尊重の精神をはぐくむ人権啓発を推進いたしました。
- 5点目の地球環境の保全への貢献等につきましては、①地球環境の保全への貢献におきまして、自然循環機能の活用により、地球環境の保全に貢献する農林水産業を推進し、地球温暖化防止に関する技術開発、生物多様性機能の保全、田園環境の再生と創造に努めてまいりました。また、京都議定書に基づく森林吸収量目標の達成に向け、間伐や植林、公有林化などによる保全を推進いたしました。
- ②環境に配慮した農林水産業の推進におきまして、環境保全型農業や農産物の生産工程におけるCO2削減効果を見える化し、環境に配慮した農業を推進いたしました。また、複層林・針広混交林、広葉樹の育成などの支援により、多様で健全な森林の育成、管理を推進いたしました。さらに、掃海作業の支援、水質浄化機能も有する藻場造成の推進や再生可能エネルギー導入可能性調査などを行いました。
- 6点目の新たな技術の開発及び普及につきましては、農林水産総合技術支援センターの 再編、機能強化を図るため、新拠点の整備工事に着手いたしました。また、ブランド力の 強化などを推進するため、新品種の創出、成果の生産現場への普及や学識経験者による外 部評価を実施いたしました。
- 7点目の農商工連携の促進につきましては、徳島大学工学部に農業研究所等の専門職員を派遣するなど、農商工連携の取り組みや6次産業化などの促進のため、商品開発等についてアドバイスを行うとともに、課題解決を図る事業プランを支援いたしました。また、外食業界との産地見学交流会や県内量販店などとマッチング商談会を開催し、販路開拓を支援いたしました。
 - 5ページをごらんください。
- 3の本県の特長を生かした農山漁村の活性化でございますが、1点目の魅力ある農山漁村づくりにつきましては、住民参加による計画づくりを進め、生産基盤と生活環境基盤を一体的に整備し、快適な生活環境づくりを推進いたしました。
- 2点目の中山間地域等への支援につきましては、中山間地域等直接支払事業、離島漁業 再生支援交付金事業を実施するとともに、生産基盤や生活環境基盤の整備を一体的に行い、 地域の活性化を図ってまいりました。
- 3点目の農山漁村と都市との交流促進につきましては、自然、歴史、文化等の魅力ある 地域資源情報の発信やとくしま農林漁家民宿の普及など、都市と農山漁村との交流を促進 いたしました。
- 4点目の鳥獣による被害の防止につきましては、徳島県鳥獣被害防止センターを中心に、 人材の育成、被害調査等の推進や追い払いなど、地域ぐるみの活動、侵入防止さく等の設

置に対しまして支援いたしました。また、シカ肉料理の試食会の開催など、捕獲鳥獣を食肉として有効活用する取り組みを推進いたしました。

5点目の自然災害に強い農山漁村づくりにつきましては、災害予防の観点から関連事業を実施するとともに、台風などにより被災した農林水産施設などの災害復旧を推進いたしました。また、森林の公益的機能の維持増進のため、保安林の整備拡充及び森林の適正な管理、保全を推進いたしました。

4の県民等の参画及び協働による潤いと安らぎのある農山漁村の保全についてでございますが、1点目の県民等の農林水産業への参画につきましては、県と農山漁村(ふるさと)協働パートナー協定を締結いたしました大学や企業、NPO法人等が、地域住民と耕作放棄地復元活動などを協働で行うことにより、農山漁村の保全、活性化を図る取り組みを支援いたしました。さらに、森林、林業に対する県民の理解を深めるため、県立神山森林公園イルローザの森などを拠点に各種体験活動や普及啓発事業を実施いたしました。

6ページをごらんください。

2点目の協働による農山漁村の保全活動の推進等につきましては、二酸化炭素の排出を 植林や間伐等による森林吸収で埋め合わせるカーボンオフセットの考え方を導入いたしま した、とくしま協働の森づくり事業により、企業やボランティア団体、県民など、多様な 主体との協働による森づくりを推進いたしました。また、農業者と地域住民等で構成する 活動組織が行う農業施設や農村環境の保全管理等の取り組みを支援いたしました。

次に、7ページをごらんください。

主要事業の内容及び成果につきましては、17ページにかけて記載いたしておりますので、 御高覧いただきたいと存じます。

次に、18ページをごらんください。

18ページからは、平成23年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算を記載しております。

まず一般会計でございますが、歳入決算額の合計は、18ページの最下段の計欄に記載のとおり、予算現額 244 億 270 万 1,600 円に対し、収入済額 199 億 1,408 万 6,311 円でございます。なお、一部の課で収入未済額が発生いたしておりますが、工事請負契約解除等に係る前払金の返還金未納等でございます。

19ページをごらんください。

歳出決算額の合計につきましては、最下段の計欄に記載のとおり、予算現額 419 億 3,619 万 6,999 円に対しまして、支出済額 345 億 3,438 万 1,566 円でございます。

20ページをお開きください。

特別会計でございます。

農林水産政策課、林業戦略課におきまして、合計5つの特別会計を所管しておりますが、 歳入決算額につきましては、最下段の合計欄に記載のとおり、予算現額5億2,166万 7,000円に対し、収入済額9億6,760万2,686円となってございます。なお、農業改良資 金貸付金特別会計と林業改善資金貸付金特別会計におきまして収入未済額が発生しており ますが、栽培不振等により、債務償還の停滞によるものでございます。 21ページをごらんください。

特別会計の歳出決算額の合計につきましては、最下段の合計欄に記載のとおり、予算現額5億2,136万7,000円に対し、支出済額4億9,919万6,299円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

藤田豊委員長

以上で、説明は終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 質疑をどうぞ。

岡田委員

まず、今、御説明いただいたところの19ページに不用額があるんですけども、繰越額以外に不用額が3億6,000万円程度トータルであって、不用額がないところがなくて、全部の課で大体何千万円単位であるんですけれども、これの理由を説明してください。

森農林水產政策課長

委員会資料19ページの最下段にございますとおり、農林水産部全体で3億5,851万4,109円の不用額が生じております。

このような不用額が生じた理由といたしましては、補助金、交付金の交付先である市町 村事業費が見込みより少なかったこと。それから、給与費の県費負担計上分の減。それか ら業務の効率化によりまして超過勤務等の縮減に努めた結果、時間外手当が見込みより少 なくなったこと。さらに旅費、需用費、役務等の事務費の節約等などによるものでござい ます。以上でございます。

岡田委員

私は、農林関係なら災害とかそういうものの予備的なものを見込んでいて不用になったのかなと思ったんですが、そうではなくて、今の説明のとおり事務経費並びにいろんな部署での努力による結果という数字にしては、大きな数字ではないんでしょうか。いかがでしょうか。

森農林水產政策課長

中身といたしまして、細かい話になりますけども、一番大きな項目につきましては補助金の減分が一番大きく、1億2,389万8,000円で約3分の1を占めている状況にございます。あと次に大きなものにつきましては、職員手当あるいは給料で、約1億1,000万円余りの金額が大きな数字となっているところでございます。以上でございます。

岡田委員

人件費の分で浮いてきたというか、皆さんの努力による1億2,000万円という、今のお話によりますとそういうことですが、来年度に向けて予算を立てるときには、ぜひその分は考慮してもらって、不用額というのは結局予算のときの見込みよりも少なくなった、皆さんの努力、またいろいろな経済事情によって使われなかったということになってくるお金です。ですから、不用額が多いというのは、結局もともとの予算額の食いつぶしをしているように思ってしまうので、そこのところは予算を立てるときから逆に配慮してもらって、見込みと残が確実に合うような計算ができるように、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。今回の分は、職員の皆さんが非常に努力をされた結果なんやなというのが説明を聞いてわかりましたので、ありがとうございました。

それと、先ほど説明してもらった中で何点か教えてもらいたいと思ったのは、 $安^2$ GA Pの推進を進められたということなんですけど、この加入率というか、現状どれくらい認証制度を受けられているところがあるのか。加入がパーセントで出ているのか、件数で出ているのか、個人で出ているのかはちょっとあれなんですけど、その統計があるところで教えていただきたいというのが 1 点。

それと4ページ目の農商工連携の促進のところで、外食産業との産地見学交流会や6次産業化という、今、非常に徳島県でも積極的に取り組んでいただいている部分での取り組まれた成果ということで、何店舗とうまくマッチングできたのかという結果を教えていただきたいです。

石田安全安心農業室長

まず、とくしま安²GAPの認証数の現状という御質問をいただきました。

この安 2 GAPの認証制度につきましては、昨年の 5 月から旧の安 2 農産物認証制度に GAPという要素を加えまして、再構築したところでございます。それで現在、新制度の 運用後、累計の数字でございますけど、合計で 1 139 件の 1 件の 2 で延べ参加農家数は 1 1,901 人の認定を行っているというような状況でございます。

それで、このとくしま安² 農産物(安² GAP)認証制度につきましては、本県独自の制度であったものに新たに食品安全以外に環境保全でありますとか労働安全など、GAPという取り組みに必要な項目を取り入れたものでございまして、県認証制度としては非常に高度な水準のものと考えております。以上でございます。

住友六次産業化推進担当室長

今、岡田委員から御質問のございました外食産業との産地見学交流会でございますけれども、昨年、県外の日本フードサービス協会さんのお導きで、県外からいろいろ企業さんに来ていただきまして、現地を見ていただきながら県内の産品についての商談ということで進めていただいたところでございます。

具体的な成果といたしましては、県内のレンコン農家等々につきましては、継続したお 取り引きがあるというふうにも聞いてございます。その他、いろいろその時期時期により まして、ちょっとお問い合わせがあるということは聞いておりますけれども、主にお伺い しておりますのは、レンコンについては商談があるということで聞いております。以上でございます。

岡田委員

先に教えていただいた安² GAPのほうなんですけど、農家さんの話を聞いていますと、とっている皆さんは自慢されていて、このマークがついているからねということで、非常に自信を持って販売することにつながっているように感じます。ぜひ取り組みを進めていただいて、今かなりの加入者、協力農家さんがいらっしゃると思うんですけど、徳島県ならではの取り組みだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それともう一点、先ほどの6次産業化のほうですが、業者名を出していいのかあれですが、最近あるカレー屋さんに行ったら、鳴門鯛がヴォルティスカレーっていうことで販売されていました。それが全国チェーンのメニューになっているのかどうか、徳島県のオリジナルで鳴門のお店が販売しているカレーのメニューになっているのかどうか、またどこまでの規模でというのは県外リサーチできていませんけれども、鳴門のお店ではそのようになっていまして、産地のタイを使ったカレーの料理をしてくださっているところがありました。

少しでもそういうふうにつながっていくように、土日は外食産業が非常に盛況になっていまして、おうちでお料理するという方向のみならず、中食であったり仲卸であったり、外食産業に直接結びついていくルートとのマッチングという取り組みを続けていってもらって、それを全国ネット、世界ネットに広げていってもらったら、もっともっと徳島のおいしい農産物、水産物が出ていくのではないかと思いますので、ぜひレンコンのみならず、いろんなとくしまブランドでの検証と販路拡大、消費拡大に向けての取り組みをお願いしたいと思います。

それともう一点、とくしま農業「実証フィールド」というので、この中には出てきていないんですけれども、全国の農業系大学の学生さんを徳島県内の農家さんが受け入れされています。毎年ちょうど9月の1週間ぐらい、全国から学生がおいでているんですけれども、去年から多分始まっていると思うんですが、去年何人おいでて、またことしもおいでたようなので、実数といいますか、事業内容についての説明をお願いします。

水岡普及教育課長

とくしま農業「実証フィールド」モデル事業についての御質問でございますけれども、この事業につきましては、農業の人材確保の1つの取り組みといたしまして、先ほど委員御指摘のとおり、県外都市部の農業系大学生に実証フィールドを提供いたしまして、就業体験、いわゆるインターンシップを経験していただき、長期的な観点から人材を確保しようとする動きでございます。

昨年度につきましては、東京農工大とか大阪府立大など関東4校、関西2校から、学生34名を受け入れたところでございます。また今年度につきましては、新たに東京大学とか東京農大からの学生も加わりまして、26名の受け入れを行ったところでございます。

その評価につきましては、学生を受け入れた農家の皆様からは、若い感覚を取り入れられたというようなことができて非常によかったというような御意見をいただいておりますし、また、このように優秀な人材を採用したいというような御意見もちょうだいしておるところでございます。また体験した学生からは、講義では得られないような実践的な知識や技術が身についたというようなことや、ここまで深く徳島県のことを知る機会はほかにはないというような高い評価をいただいておるところでございます。

今後とも、当該事業を引き続き着実に実施することによりまして、長期的観点から人材 の確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

岡田委員

ぜひその方たちの徳島での体験を、今おっしゃったように関東や関西からおいでているということですので、学生は特に、その世代の中に広めていってもらう、一番口コミ宣伝をしてもらうのにも活用していただきたい方たちではないかと思います。農業体験のみならず徳島っていうところの魅力を発信してもらえるような、1回きり来て帰ったという経験で、その方の人生を豊かにする、また経験を豊かにするというのも当然必要だと思うんですけども、後々の徳島のPR活動にもつなげていくような今後の取り組みもぜひプログラムとして考えてもらって、メールのやりとりであったり、徳島の行事案内を送るとか、また逆に向こうが来るときには連絡をし合うというような、継続した取り組みにしていただきたい。

既にこの2年間だけで、今もう60人の方がおいでているという実績になっています。実際この農家に来ている子たちに何人か会ったことがあるんですけど、すごい真面目な子だし、ナシの収穫時期に来て、農家さんも非常に喜ばれていました。それとまた、レンコン体験もされていたので、レンコンが一番厳しいでしょと言ったら、こんなに大変とは思いませんでしたというようなお話もあって、野菜の見方が非常に変わった、果物の見方が変わったというようなことも実体験してみて、それこそインターンシップという体験での経験を積んでいただけたので、逆に、徳島をもっともっと宣伝してもらえるようなかかわり方というのもあるかと思います。いろんな方向を見ながら、また学生の課題にもよりますけども、それと合わせてマッチングしていけるならば、今後、広がりとともに深まりも追及してもらって続けていただきたいなと思いますので、お願いしたいと思います。終わります。

有持委員

農業問題につきましては、非常に今、難しいと思っておりますけれども、昨今は新規就 農者の取り組みとか、いろんな形で農業のほうもだんだんとふえてきておるような気がい たします。

それで、本県におきましては、農林水産総合技術支援センターを今、建てかえておりますけれども、今の進捗状況とそれができてからの課題とこれから県の農業をどのように振興していくのか。最初に、平成23年度では非常に大きな予算を組んでいただいております

ので、まず今後の農業問題について教えていただきたいと思います。

斉藤企画研究課長

ただいま農林水産総合技術支援センターの現在の進捗率についてと完成後の課題について御質問をいただきました。

まず進捗率についてでございますけれども、農林水産総合技術支援センター、新拠点につきましては農業大学校、そして各研究所の施設や機能を一体化しているということで、統合のメリットを生かしてということで整備を進めております。平成23年度につきましては、埋蔵文化財の発掘調査を行い、その後、温室、圃場、そしてセンター本館の整備に着手しております。なお、圃場と温室につきましては平成24年3月に整備が完了しており、現在、引き続きセンター本館の整備を進めております。

9月末現在の進捗率でございますが、約60%で順調に工事が進んでおります。10月末の 見込みでございますけれども、約80%の進捗となる見込みで、本年12月末には完了する予 定となっております。

本館の完了後、来年の1月から3月の間に農業研究所、森林林業研究所、果樹研究所、 農業大学校と引っ越しを行いまして、平成25年4月には開所する予定となっております。 なお、平成25年2月より旧庁舎、現在の農業研究所でございますけれども、これの解体、 そしてまた解体の跡地に建てる新作業舎の新設、またそのほかに外構の工事というのも残 ってございまして、最終的に建設工事につきましては平成25年6月に終了する予定となっております。

それからもう一つ、新拠点ができてからの課題という御質問をいただきました。

この新拠点につきましては、お話しさせていただきましたけれども、研究、普及、農業大学校の教育というものに一体的に取り組み、ワンストップサービスを行っていくんだという目的で新拠点を進めております。そういうことで、新拠点統合後につきましては、統合のメリットを最大限に生かすということで、産学官の連携による新たな技術の開発とか、また開発された技術の現場への普及、さらには今、申し上げましたような将来の徳島県の農業を支える優秀な人材の育成、そして6次産業化とか、そういう新農業ビジネスの展開ということも必要かと思います。そして、こういうものを合わせながら、今、徳島県でも進めております、もうかる農林水産業を牽引する知の拠点という形で整備を行っていきたい。そういう形で機能を発揮していきたいというように考えております。以上でございます。

有持委員

徳島県の1つの核として、本当にすばらしいセンターが今できておりますけれども、ぜ ひそのセンターを核にして、徳島県の農業の発展のためにますます頑張っていただきたい と思います。

それと、私も若いときから畜産、家も酪農をやっておったんですけれども、今、非常に 畜産業を取り巻く問題といいますか、特に飼料問題につきましては、濃厚飼料等はアメリ カとかオーストラリアの穀類が主でございますけれども、それがアメリカの施策で穀類を エネルギーに変えるというふうな施策がありまして、もともと日本はアメリカの穀類に頼 って畜産業をやっておったんですが、非常に今、厳しくなっております。

それで飼料の安定基金についても国のほうも非常に厳しいようでございますけれども、昔は自給飼料ということで、非常にデントコーンとかイタリアンとか草地がかなりありまして、耕作放棄地の利用といいますか、畜産業が発達しておったから荒廃地がなかったような状況でございます。今、河川敷を利用して飼料等をつくっているというのは、吉野川の河川敷を見ましても、非常につくっていない荒廃地が目立つようでございます。飼料をつくるのも、水田地帯と共同でしておりますと、水稲をつくると水が入りますから、飼料をつくってもなかなか収穫できないというふうな問題もありまして、河川敷とかを利用して、夏場の粗飼料を確保していたというのが昔からの状況でございます。

酪農家も肉用牛農家も、飼料の高騰もあるんですけれども公害問題も抱え、いろんな問題を抱えて、県下でも昔と比べると非常に少なくなりました。その少なくなった畜産農家を県として、これからどのように守っていくのか。どのような方策を立てておられるのか、お教えをいただきたいと思います。

今川畜産課長

今、有持委員から今後の畜産業の方向性といいますか、現状を打破するためにもうかる 畜産をどのように進めていくのかというふうなお話でございました。

御承知のとおり本県の畜産業につきましては、農業総産出額1,002億円のうちの272億円ということで、二十数パーセントのシェアを占めている基幹産業という形で位置づけされていると認識しておるところでございます。委員から先ほど御説明がありましたように、生産費につきましても飼料価格が非常に高騰しているということで収益性は悪化をいたしております。

そのような中で、県といたしましては、全国に先駆けた阿波尾鶏を中心とするブランドに力を入れて、阿波尾鶏で引っ張っていくという形の生産振興をまずは進めていかなくてはならないというふうに思っております。それに、先ほど委員からお話がありましたように、河川敷等とか耕作放棄地、そのようなところを畜産分野で十分に活用いたしまして、生産性の向上と飼料コストの低減を結びつけることが、もうかる畜産に結びつくのでなかろうかと思っておりますので、総合的にそのようなことを含めまして、生産振興を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

有持委員

畜産農家も非常に手いっぱいでやられておるので、なかなか難しいとは思いますけれども、県としては、耕作放棄地の利用を促進していただいたり、また河川敷の利用を促進していただいたり、そして、それにはやはり機械等も装備しなくてはなかなか面積というのはできませんので、いろんな方面から本当に残り少ない畜産農家を守っていただきますようにお願いをしておきたいと思います。

もう一つ、農業大学校の跡地につきまして、ちょっとお伺いをいたします。

もう3月いっぱいで県立農業大学校は農林水産総合技術支援センターと統合するということでございまして、前々から農業大学校については、石井町とのいろんな交渉等で、その跡地について石井町もいろいろと考えておるようでございますけれども、今現在、本当に半年を切ったわけですけれども、農業大学校の跡地を利用して今後どのようにしていくのか、県としての考えがございましたら御答弁をお願いしたいと思います。

斉藤企画研究課長

石井町にあります農業大学校の跡地予定地における県としての利用の考え方についてという御質問でございます。

農業大学校につきましては、お話がありましたように、昨年の6月に石井町のほうから一括購入したいというお話がございまして、平成24年3月に徳島県と石井町の間で農業大学校の跡地予定地の売買についての覚書というのを締結しております。その内容につきましては、町の公的利用が目的ということと、あと売買の仮契約の時期は平成25年を目途という、2つの内容での覚書でございます。

今お話がありましたように、石井町のほうでは農業大学校跡地有効活用検討協議会というのを設置して、さまざまな分野から、学識経験者また農商工の方々から意見聴取して、 土地利用計画の検討をしておるところでございます。この協議会のメンバーの中に県も参画しております。

県としては、やはり石井町の趣旨、公的な利用というのは尊重するということを基本としております。できれば、今の施設は約14へクタールほどございますが、その中には学校、宿舎、校舎、運動場、実験室とさまざまございますけども、こういう現在のものが生かされるような形で、石井町の検討協議会のほうで整理されれば、一番望ましい形になるんじゃないかというように思っております。以上でございます。

有持委員

石井町へ県から譲渡するというふうな方向で進まれておるということでございますけれども、農業大学校には広大な果樹園もありますし、温室等も残すということでございます。それで、農業大学校の学生等の研修をしたりして、果樹の手入れとか、そういうふうな勉強をする資材として利用できるのであれば、石井町とも検討していただいて、せっかく今まで40年近い農業大学校の施設、それと果樹園でございますので、そういうことも含めて、今後とも検討していただくことをお願い申し上げまして、以上で質問は終わらせていただきます。

臼木委員

二、三点お伺いしたいと思いますが、配られた資料の3ページにも記載されておりますが、「農林地の適切な管理を行うためには、土地の境界を明確化することが必要であるため、『地籍調査』を推進した」ということで、県は地籍調査を行っております。山という

のは本当に山崩れやで非常にわからなくなって、私も以前、境界でもめた方と立ち会って、いろいろ現場にも行ったりしたんですが、県が地籍調査するのに、今はレベルで中心を出すんです、地籍調査では。それで、ここのセンターが境だということで、案外簡単に境が出るんだなあと思ったんですが、これは本当に普通の居宅と違って山は特にわからなくなるわけで、昔の境っていい加減なもんです。あの山の上が自分くのやというくらいに、いい加減な境だったというように思うんですが、これは県内全体では、混乱を起こさないためにも大切なことだと思うんですが、おおむね完了しつつはあるんですか。

寺尾農村振興課長

ただいまの地籍調査についての御質問でございますけれども、本県の地籍調査につきましては、昭和28年に着手して以来、平成23年度までに23市町村で着手して、地籍の明確化に努めてきておるところでございまして、事業の進捗率につきましては、平成23年度末におきまして、要調査面積の29.8%の進捗でございます。ただ、平成21年度から23年度までにつきましては、20年度の事業費を倍増しまして進捗に努めておるところでございまして、ここ3年については、全国の平均の進捗率1.4%に対しまして、3倍のペースの4%の進捗をさせていただいているという状況でございます。

臼木委員

順調に調査が行われているようでありますが、混乱をなくすためにも、今、山も間伐材にしても安いから余りこだわることもないのかもわかりませんが、混乱して相談を受けたこともありますので、ぜひ調査をお願いしたいと思います。

次に、「所有者の自発的な施業が困難な条件不利地における」ということで、森林の整備がされております。私も余り南方方面の奥は視察したことがないんですが、西部方面では、もうほったらかしで何も手つかずのような山がほとんどだったんですが、3年ほど前ぐらいからは本当にきれいに日が差して、木がすくすくと育つ。間伐もプロがやるわけですから、きちっとした幅をあけて間伐をされて整備がされているやに思うんですが、これは国からも、中谷国会議員あたりに聞いたら相当な金が出とるんですよということです。県も力を入れられ、ありがたいことだと思いますが、この二、三年の推移と今後これをずっと持続されるものか。持続してほしいという思いもありまして質問しましたんで、よろしくお願いします。

梶本次世代プロジェクト推進室長

臼木委員からは、本県の間伐のこれまでの実施状況と今後の見通しといいますか方針についての御質問をいただきました。

平成23年度におきましては、6,923 ヘクタールの間伐を実施いたしました。それで、過去何年間かを申し上げますと、例えば平成20年度が6,697 ヘクタール、平成21年度が7,772 ヘクタール、平成22年度が6,693 ヘクタールということで、大体年間7,000 ヘクタールの間伐を実施しているというのが状況でございます。それで、これまではいわゆる切

り捨て間伐といいますか、その林地に置いてしまうような間伐だったんですけども、今は 搬出間伐ということで、その材をできるだけ使うという形での方向に変わっておるという ところでございます。財源につきましては、先ほど委員のほうからもお話がございました ように、国の基金を活用いたしまして、森林整備の加速化を増しておるというのが現状で ございます。

今後の見通しなんですけども、国では森林・林業再生プランという形で、10年後の平成32年までに木材自給率を50%以上とする目標を掲げて、木材の安定供給の強化や地域材の利用拡大に取り組んでいるところでございます。それで、この林業飛躍基金事業の間伐に対する国庫補助事業も搬出間伐を主体とした内容に変わってきているということで、県といたしましても次世代林業プロジェクトということで県産材の生産、消費を倍増させる、そういったことを目標として取り組んでおりますので、そういった国の事業等も活用しながら、引き続き森林整備に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

臼木委員

毎年7,000~クタールって言うたんですか。平成32年度まで続けられるということですが、今までの間伐は山にほとんど捨てていましたね。主に間伐材というのは、どんなふうに利用されよるんですか。もう今は山にありません。全部間伐されたのも搬出されているようですが、主にどのようなものに使われとんですか。

梶本次世代プロジェクト推進室長

搬出間伐された材につきましては、例えばその中でもA級材、良質材につきましては当然製材品としても使われております。それから低質材、B材、C材といったものにつきましては合板の中に挟んだりとか、あるいはC材なんかになりますと木質繊維板という形で、チップ状にいたしまして繊維にほどきまして、また木質ボードに固めるという形で、徳島県ではそういった合板工場とか、あるいは木質ボードの工場がございますので、根元からこずえまでくまなく利用する総合体制が整っておりますので、できるだけそういった間伐材の利用をしていくという形で進めておるところでございます。

臼木委員

結構なことで、チップやいうのは大半が杉材ですから、ほかで使えんのだろうと思うんですが、有効活用されるということで、今までは山で皆、腐っていました。本当にありがたい取り組みだろうと思いますので、これも持続をしていただきたいということを要望しておきます。

それと、もう一点だけ。シカ肉。

徳島県ではマスコミ発表等では2カ所くらい食料化する工場ができたんですかね。ですが、鹿児島県あたりだったら10年も前から食料にしとったんです。

それと、これは各市町村がするものかどうか、特に高知県と比較したら比較にならんほ

ど捕獲料が安いというか、徳島県はたった1カ月だけシカを捕獲したら補助金が出るだけで、高知県あたりだったら、駆除時には1頭につき何ぼということで補助金が出ているようなんです。猟師の人からよく頼まれるんですが、1頭捕獲したら1万円とか言ってましたけど、3分の1、仮に3,000円でもいいから、火薬代もないから、県のほうから各市町村が分配しよるんだったら指導して、安くてもいいから、やっぱり車の燃料代と火薬代くらいの補助はできんかというような要望をしてくれということもあるんです。

私も会派でも行ってきましたし、自分も三嶺からいろいろ行ってきて、成果が出とるんだろうと思います。老木でもほとんどかじっていたり角で皮をむいて枯れている新しいのが余りなくなりました。それと、ネットを張って、すばらしい植物も生き返ったようになっておりますし、すばらしい成果は出とるんですが、徳島県として、少し捕獲時の補助というか手当をちょっと考えていただくわけには、できれば特別駆除を出したときあたりには出していただけるような方法にはならんかというような質問をしてくれということなんですが、いかがでしょうか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

鳥獣の捕獲に対する報酬費につきましては、先ほど委員からございましたように、市町村のほうで支払いをしていただいているということでございます。ただ、これは市町村がそういう報酬費を支払いますと、国の特別交付税措置で支払った額の8割が返ってくるということがございます。また、その報酬費は市町村によって確かに金額も違っておるという状況でございます。これは市町村によりまして、やっぱり猿の被害が多かったり、シカの被害が多かったり、イノシシの被害が多いということがございまして、市町村でそれぞれ、どの鳥獣に対して幾ら払うかということを御判断いただきながら、また特別交付税を活用しながら、取り組んでいただいているところでございます。

ただ、県も何もしないかというとそうではございませんで、例えば侵入防止さくとか捕獲おりとか、そういうものに対する支援を役割分担しながら進めておりますし、また県民環境部の取り組みでございますが、非狩猟期にシカの捕獲、これは一斉捕獲という形で10月と3月に1週間ずつ取り組んでおりまして、その際には出猟された方に1日7,000円の支払いが行われておるところでございます。また、非狩猟期の4月から10月の間、各市町村によりシカの捕獲とかをする場合に、個体数調整捕獲ということで出猟されたら、そのときも1日7,000円というような捕獲等を進めておるところでございます。また国の交付金を活用しまして、例えば市町村ごとに鳥獣被害対策実施隊というものを設置いたしまして、その活動に伴えば、例えば弾代とかの支援もできますので、そういうものを活用しながら市町村とともに鳥獣被害対策に取り組んでおるところでございます。以上でございます。

臼木委員

市町村へ8割返ってくるんですね。返ってくるんだったら、やっぱり少し鳥獣駆除のためのものですから安いのかなあと思ったりします。

食肉化の工場は徳島県は2カ所ですか、今のところ。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

食肉処理加工施設の設置箇所につきましては、那賀町に1施設、それと美馬市に1施設でございます。

臼木委員

できればそういうような施設の設置場所をふやしていただきたいのと、もう一つは狩猟許可。やっぱり猟師が余りにも高齢化し、少なくなったということで、若い方が警察に行って猟銃の許可をというのは相当難しいらしいです。鳥獣のすべてを把握していなければ受からないし、銃の保管や検査の回数が多くなったんですかね。そういうような関係で、銃を持ってはならない人には渡さんわけで、精神鑑定もしてから正式な許可をするのかどうかは知りませんが、非常に厳しくなったので、これは県で言っても国の法律を変えないかんのでしょうけど、少し健常者には緩和されるような方法というのは考えられませんでしょうか。

檜垣農村·鳥獣対策担当室長

委員から狩猟免許の取得に関して、多少緩和できないかという御質問でございますが、 県も県民環境部のほうで鳥獣保護法、狩猟免許のほうの担当をしておりますが、毎年、政 策提言という形で緩和措置をお願いしておるところでございます。

ただ、今回の鳥獣被害防止特別措置法の中で、これがことしの6月30日にまず1次の改正、また2次の改正として、狩猟免許取得者の更新時に技術講習を必ず受ける必要がございましたが、この9月28日からは有害駆除捕獲者に対し、これは市町村でシカとかの有害鳥獣の捕獲に従事された方も含めまして、平成26年12月まではそういう技術講習は免除されるという緩和措置が図られたところでございます。

県としましても、狩猟者確保を図るということは非常に重要なことでございますので、 今後も国に対しまして緩和措置等を要求していきたいと考えておるところでございます。

臼木委員

緩和の方法について、県としても取り組んでいただけるということで、ぜひどうしても 取りたいという人がおるんですけれども、警察に行ったらなかなか無理だというようなこ とも言われたりいろいろするので、取り組んでいただきたいと思います。よくわかりまし た。終わります。

黒﨑委員

さっき地籍調査の話があったんですけど、確かに平成23年度は6億4,400万円がついとんです。これは最近では、桁が間違うとるんかいなと思うくらい、ようけついていると思うんですけれども、29.8%になったということでございますが、これずっと低かったです

よね、今まで。四国の中でも、もちろん民有林の量とか公有林の量とかいうのがあって、なかなか進まんというのもあるんですけど、これはやっと普通になったという、私は認識なんです。もっとどんどんどんどん進めていただかなんだら、地震がぐらっと来たときに山がどかっと崩れて、全然境がわからんということも起こってくると思いますので、29.8%をよしとせず、もっとどんどんどんどん進めていただかなんだらいかんと思うんですけど、どうなんでしょうか。ここ四、五年の間の予算というのは、どれぐらいだったんかいな。

寺尾農村振興課長

ただいま地籍調査について、ここ四、五年の予算の状況ということで御質問がありました。

ちょっと手元に一番古いので平成20年度の予算の状況しかないんですけど、事業費ということでございますけれども、平成20年度が4億2,800万円余りということでございまして、それ以後、21年度からそれを倍増いたしまして8億5,600万円。県予算でいくと先ほどおっしゃった6億4,400万円になりますけれども、事業費でいきますと8億5,600万円ということで、これを平成24年度まで継続して確保しているところでございます。

黒﨑委員

私が県会議員になって6年目なんですけども、初年度から来代議員初め黒川議員、山に近いところの方がこの地籍調査の話を一生懸命されていたのが印象に残っておりまして、私も地籍調査の推進というのは本当に大事なことだなあといろいろ勉強させていただいたんですけど、ぜひともこの辺は気を緩めないで、どんどんどんどん進めていただきたいと思います。

災害がいつ来るかもわからんし、ちょっと前は災害という観点はなかったと思うんです。 境界をはっきりさせないかんなあという話だったんですが、災害が起きてしもたら、官の ほうは大体わかるんでしょうけど、民と民の境というのは本当にわかりにくい状況がある なあと思いますので、ぜひともこれは緩めないで、どんどん進めていただきたいというこ とを要望して終わります。

喜多委員

徳島県の最たる特色はと言ったら、やはり都会にはない農林水産に代表されるのではないかいなといつも思っております。大事なことでありますけれども、世界的に攻めてくるところが多くて、例えばカボチャとか何とかいってもエクアドル産とか何や聞いたことないような国の商品が入ってくる中で、そして林業にしても、すばらしい杉、ヒノキがとれるのにもかかわらず、安い外国からの攻撃にさらされるという中で、本当に実際にやっておる方、有持委員さんそうですけれども、いつも話してみたら、大変だということで、えらいばっかりでどないもならんという話があります。そしてその上に10年したら、もっと言うたら20年したら、もうだれもやらんの違うんでないかという話もあります。ますます

壊滅的になることがないように、国を挙げて、国と県と市町村、いろいろやっておりますけれども、どうにかもっとならんかいなと思っております。頑張ってほしいなと思います。県土の8割、9割までを占めておる山林、農地を合わせたら、我々はその間で細々と住まわせていただいておるという中で、農林水産の大切さをもっと県民が認識して、例えば県産品以外は一つも買わないということになってきたらいいんですけど、それは不可能に近いと思いますので、頑張っていただきたいなあと思っております。

何点かだけ。

建設的な事業なんですけれども、未収入金があります。農業改良資金貸付金で 2,300 万円、そして林業改善資金貸付金で 570 万円、そして今、説明がありませんでしたけれども、森林整備課で 330 万円、それぞれあります。理由はそれぞれ違うと思いますけれども、未収の理由をお願いします。

森農林水產政策課長

農業改良資金の未収金の状況、それから林業改善資金の未収金の状況については、私から申し上げさせていただきます。

平成23年度における農業改良資金の収入未済の額は、資料にもございますとおり、合計で 2,380 万 6,166 円。内訳は、元金の未収金が 2,370 万 216 円、延滞違約金で10万 5,950 円となっており、うち昨年度に新たに発生した貸付元金は 422 万 5,000 円となっておるところでございます。未収金の発生の理由についてでございますけれども、本資金における未収の主な理由としましては、過去に台風による施設の倒壊、あるいは果樹の損傷、さらには農作物の病害虫被害等によりまして、農業者が資金が調達できなくて償還ができなかったと。それが累増したというのが内容でございまして、延べ件数で申しますと元金のほうは13件、それから延滞金では 1 件という形になっております。

それから、林業改善資金につきましてでございますけれども、574万7,402円となっておりますが、これは平成4年に貸し付けた件で、外材の増加とか木材価格の低迷によると考えられる営業不振が続いたために、債務者が破産宣告を平成7年に受けたという状況でございます。現在、この方については保証人から償還されている状況にございます。以上でございます。

喜多委員

330万円というのはどんなんですか、一般会計の。

大和森林整備課長

一般会計で334万3,000円の未収額についてでございますが、平成12年度に旧の脇町農林事務所が発注して契約いたしました平成12年度復旧治山事業におきまして、前払い金を支出した後、地権者から土地使用承諾が得られなくなり、施工が不可能となったため契約の解除を行ったものです。その後、前払い金の返還がなされなかったため、徳島県建設工事紛争審査会へのあっせん申請により、平成15年10月23日に和解が成立いたしました。概

要といたしましては、5回の分割返済ということで、3回までは支払いをしていただいたのですが、4回目、5回目の支払いが滞っておりまして、これが334 万3,000 円となっております。督促の状況といたしましては、平成23年度は訪問による督促を11回、督促状の送付を7回行っておりまして、今年度につきましても、9月末現在ではございますが、訪問による督促を6回、督促状の送付を3回行っております。

今後とも引き続き、粘り強く返還交渉を行おうと考えております。以上です。

喜多委員

今の脇町のほうはえらい古い話で、時効にはならんのですか。ならんようにやっていた だきたいなあと思います。

それと林業改善資金の570万円は、保証人から返還されとったのにやっぱり残っとんですか。済んでいたらもう出てこんの違うんかと思うのと、それと農業改良資金の分については、台風等だったら保険か何かに入っていたらいけるん違うかなと思うんですが、よくわからないけど、どんなんですか。

森農林水產政策課長

まず、農業改良資金の未収金の回収状況について、先に御説明させていただきますけれども、現在この方たちにつきましては、保険は入っていないということで、未収金の解消に向けて農業支援センターや農業研究所の技術指導とかのアドバイスを受けながら、農業継続をされているという現状にございます。また、債権の回収につきましては、月1回程度の面談とか電話での督促等、分割納入へ借りかえの推進も含めて実施しているところでございまして、平成23年度末の金額からは、元金は385万円、延滞違約金は10万5,950円を回収いたしまして、1,985万216円に現在では削減されているところでございます。

それから林業改善資金につきましては、連帯保証人の方が3名おいでるんですけども、 そのうちの2名の方から毎月あるいは年1回、元金の収入がなされているところでござい ますが、金額としては非常に些少な金額となっているところでございます。以上でござい ます。

喜多委員

不履行等にならないように頑張っていただきたいなと思います。

それから、貸付金20億円、そして積立金57億とありますけれども、その後どんな感じですか。貸付先とか額とか。

森農林水產政策課長

平成23年度の貸付金の決算状況についてでございますけれども、農林水産部の一般会計におきまして20億1,680万円。課別の内訳といたしましては、農林水産政策課で3億250万円と林業戦略課で17億1,430万円。農林水産政策課では2事業、それから林業戦略課では7事業となっているところでございます。

それから、積立金の決算状況でございますけども、積立金の歳出決算額については、農林水産部の一般会計におきまして57億887万5,439円となっております。課の内訳といたしましては、農村振興課で1基金1,899万1,565円、林業戦略課で4基金、56億8,988万3,874円となっております。以上でございます。

喜多委員

それと、指定野菜生産農家経営安定対策事業と特定野菜生産農家経営安定対策事業があって、3億3,000万円、3,600万円とありますけれども、これの効果というか、どれだけどこへ、大体で結構ですけれども、お伺いします。

隔山とくしまブランド課長

野菜の価格安定対策について、少し説明させていただきます。

野菜の価格安定対策というこの制度自体は、野菜の価格が著しく下落した場合に交付金を交付すると。そのことにより野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和しまして、消費地域への野菜の安定供給を図ることを目的としております。その中で2つ事業がございまして、ニンジンやレタス、ホウレンソウなどの消費量の多い14品目を対象とします指定野菜生産農家経営安定対策事業。それと、ブロッコリーや枝豆などの地域の農業振興上、重要な野菜として位置づけられる特定の野菜34品目を対象とします特定野菜生産農家経営安定対策事業を国の事業として実施しているところでございます。

その中の指定野菜生産農家経営安定対策事業につきましては、本県はニンジン、ホウレンソウなど7品目が加入しておりまして、国6割、県2割、生産者2割の割合で資金を造成いたしまして、平成23年度につきましては、加入しているすべての品目が基準価格を下回ったということで、3億3,894万7,000円の交付金がJAを通じまして生産者に交付されたところでございます。

この野菜の価格安定対策事業につきましては、交付対象となる数量が本県の野菜の出荷量の約50%を占めるなど、生産者の経営安定にとって非常に重要な制度となっております。 以上でございます。

喜多委員

大切な徳島における野菜のためのということで了解でございます。

それと次世代林業プロジェクト、先ほども話がありましたけれども、25億円が全体ですけれども出ております。それの効果というか、いろいろ幅がとても広いです。いろいろと効果が多いと思いますけれども、何か目玉ということについて。

梶本次世代プロジェクト推進室長

喜多委員からは、森林整備加速化・林業飛躍基金の効果につきましての御質問をいただいております。

次世代林業プロジェクトにつきましては、間伐などの森林整備から路網、林業機械、木

材加工施設、木材公共施設等、いわゆる川上から川下まで一体となったプロジェクトを推進しているところでございます。

それで主なものでございますと、例えば高性能林業機械を導入いたしますことにより、 生産性を向上させる、あるいは経費を削減させるような効果がございます。先ほど委員の ほうからもお話がございましたように、木材というのは過去に比べて非常に下落してきて おります。そういった意味で、外国からの輸入材に対抗できるように、そういった生産性 を向上させる、あるいは経費を削減させるという形で高性能林業機械の導入をしていると ころでございます。

それから次の、木材加工流通施設の整備につきましてでございますけれども、例えば整備いたしまして、地域材、県産材をたくさん消費といいますか、丸太を入れて、それを製材品にするとか、そういった製品にしていくという形で県内の地域材をたくさん使う、そういったことで県産材を増産していくというふうな効果をねらっているものでございます。それから木造公共施設等整備でございますけれども、これは例えば、利用者の方にたくさん来ていただく、あるいは見ていただくことによりまして、木造施設、木を使うことのよさをたくさん感じていただくと。そのことによって、その利用者の方が木造住宅を建てるなどの波及効果をねらっていくというようなものでございます。

そういった意味で、川上から川下までそういった一体的なプロジェクトを推進することによりまして、県産材の消費を今後倍増させていく。あるいは消費量を倍増させていくという次世代林業プロジェクトに取り組んでおるわけですけども、例えば平成23年度で申しますと、平成21年度時点で20万立米の県産材の生産量があったんですけれども、それの2割を上回る24万3,000立米の生産をすることができました。このことによりまして、東日本大震災等によります東北地方で合板等の復興資材が少なくなる、需給が逼迫するというようなことに貢献することができたというふうにも考えておりますし、それから消費のほうを見ますと、平成21年度時点では40%の木材の自給率でございましたけども、それが平成23年度は49.6%ということで自給率も上がっていると。このような効果が出ているというところでございます。

喜多委員

より有効に使えるように頑張ってほしいと思います。

最後に、国営の分ですけれども吉野川下流域地区国営総合農地防災事業が平成3年から始まっております。もう一つ、那賀川が平成8年からとなっておりますけれども、それの金額にすごい金額を書いてありますけれども、県の負担と、進捗も平成26年度と24年度ということで一応これは書いてありますけれども、全体の進捗と完成予定について、お願いします。

川﨑農業基盤課長

国営総合農地防災事業吉野川下流域、それから那賀川地区の事業についての御質問でございます。

吉野川下流域地区につきましては、徳島市、鳴門市、それから板野郡、関係3市5町におけます5,218~クタールの農地に対して、農業用水の水質改善とか、それから農業用水の合理化などを図るために、水路の整備を1,350億円で実施しております。また那賀川地区につきましては、阿南市、小松島市の那賀川下流域におきまして、受益面積3,949~クタールの農地におきまして、農業用水の水質改善、それから機能低下をいたしました農業処理施設の機能回復による災害の未然防止等を目的に、総事業費456億円で行っているところでございます。

それぞれの事業費の負担割合ですが、下流域地区につきましては、基本負担割合が国が66.6%、そして県が30.4%、市町が3%、農家の負担はございません。この県の負担30.4%につきましては、さらにこの上に後進地域特例法によります国費の負担割合の引き上げもございまして、県の実負担率としては17.7%程度になっております。また那賀川地区におきましても同様でございまして、国が66.6%、県が30%でございまして、市町が3.4%、農家負担はございません。ここも後進地域特例法による国費のかさ上げがございまして、県の実負担としては約17.3%程度となっているところでございます。

そして現在の進捗状況、効果の発現状況でございますが、吉野川下流域につきましては事業費ベースで91.5%の進捗、事業量ベースでは87.5%の進捗になっておりまして、現在、鳴門市の里浦地区や大津西部地区、大津東部地区の長江工区、それから上流区に当たります阿波市、上板町の板名用水区間、藍住町中島地区等で、暫定ではございますが1,800~クタールで効果を発現しているところでございます。また那賀川地区におきましても、事業の進捗に伴います用水路の整備によりまして、水管理費の削減、それから漏水防止の効果が出ているところでございます。

今後の完成の見通しでございますけれども、下流域地区につきましては、平成22年度より大幅な予算の削減が続く中、工程的には非常に厳しい状況ではございますが、平成26年の完成に向け、国において鋭意努力をいただいているところでございまして、県といたしましても市町とともに早期完成に向け、国に協力してまいりたいと考えております。那賀川地区につきましては予定工期が平成24年となっておりますが、地質の問題とか地下水の問題等、現場状況が非常に悪いというふうなこともございまして、工期が大幅に遅延しております。そして昨年度、国の事業再評価において、工期を含めまして事業の計画の見直しが行われることとなり、現在、その事業計画の見直し作業が行われておりまして、その中でまた適正な工期が定められるものと思われます。県といたしましては、早期の事業効果発現、それから一日も早い事業完了を国に要請してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

喜多委員

農産物にとって水が命でございますので、今後とも頑張っていただいて一日でも早い完成に向かって御努力をお願いしたいと思います。終わります。

岸本委員

質問の予定はなかったんですが、資料が配られましたので。19ページの歳出決算額で翌年度繰越額ということで各部局とも繰越額が出ておるんですが、その中で水産課の翌年度繰越額についてお尋ねをしたいと。

毎年大体これくらいのウエートなのか。4割ぐらいの繰り越しになっていますので、去年もこうだったという数値があれば教えていただいて、本年の中身ということでお尋ねをします。

大西水產課長

平成23年度決算の繰越額が12億7,000万円程度ということの去年との比較、それとその理由についての御質問と思いますが、昨年度、平成22年度の繰り越しの額については、ちょっと持ち合わせがないので申しわけありません。

平成23年度につきましては、国の防災減災対策で3次補正がございました。12月に3次補正がございまして、これを積極的に活用したことで、繰越額が高くなったということでございます。昨年11月の補正額の平成23年度の現計予算に占める割合が34%となりまして、これが執行できずに今年度に繰り越されているという状況でございます。以上でございます。

岸本委員

事業内容についても。今の国の補正の。

大西水產課長

主な繰り越しの事業でございますけれども、例えば牟岐漁港におけます耐震強化岸壁の施工、それから鞆奥漁港の、これも防災関係ですけれども橋梁の改良、それから伊島漁港の南の防波堤の改良。大きな金額のものは、防災関係で国から補助をいただいて行っているものでございます。以上です。

岸本委員

今回の防災事業の見直しの影響はないんですか、これについては。それとはまた別物ですか。

大西水産課長

今回、国のほうで防災関係の事業の見直しが行われるような新聞の報道がありましたけれども、これは平成23年度事業でありますので、今年度、鋭意工事を進めたいというふうに考えております。

岸本委員

被害想定の見直しが行われましたし、津波高も変わってまいりましたし、そういった部分での設計変更であるとか、そういったことは今後発生してきますか。

大西水産課長

ただいま津波高、被害想定の変更に伴って事業がこれからどうなっていくのか、海岸、 漁港事業についてどうなっていくのかという御質問でしたけれども、海岸保全施設、守る べき海岸を保全する施設を整備する上で津波高をどのようにするかというのは、非常に基 本となることですが、これに関しては、ことしの8月の国の津波高の想定の発表を受けて、 今年度、設計津波高の設定を県全体で行う予定です。

この設定に向けて、県や関係市町が構成する徳島県設計津波検討海岸管理者協議会という組織を設置しております。この協議会におきまして、現在、津波のシミュレーションをしております。このシミュレーションをもとにしまして、四国の隣県とも調整等を行いながら、基準となるべき津波高の設定に向けて作業を進めてまいります。それは漁港に限らず、港湾、海岸、河川すべてを含めた海岸堤防について設定する予定になっております。

岸本委員

今、この繰り越しになっている事業が、その想定によって設計変更は生じるかという質問だったんです。

大西水産課長

現在、繰り越しになっている事業に新たに設計の変更が加えられるかという質問ですけれども、この繰り越しになっている事業の設計はそのまま、粛々と事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

岸本委員

それはそれで結構です。今回の被害想定に対して、影響はないという認識だということでよろしいですか。

峯本農林水産部副部長

私のほうからは、農林水産部全体の繰越額について、ちょっと若干補足説明をさせていただきます。

本年度、70億円ほど繰り越しをさせていただいておりますが、前年度、平成22年度からの繰り越しにおきましては約56億円ということで、この大きな違いは何かといいますと、22年度も災害はあったんですけれども、23年度は特に大きな災害がたくさん発生したということで、災害復旧費の繰り越しが非常に多くなって、70億円という結果になってございます。それで、この災害復旧費につきましては、原状回復という目的で事業が執行されますので、津波高の変更云々には特に関係ありません。

岸本委員

わかりました。この話は一応以上で終えたいというふうに思います。

もう一点だけ。先ほどから林業の基金の話がよく出ていました。今後の使い勝手はどうだというようなことで、どうも私もなかなか理解ができんのですけれども。全体像がわからんもんですから。

まず公有林と民有林、徳島県には山がありますよね。間伐を進めている、それから木材 の利用を進めている、いろいろありますけれども、まず間伐はどれくらいのパイがあって、 何%くらい進んでいるという理解をしたらよろしいんですか。

津田林業戦略課長

間伐の現在の全体のパイと現在どれくらい進んでいるのかという御質問でございます。 現在、間伐と申しますのは16年生から50年生までを大体基本としております。その中で、 現在ありますのが11万 2,000 ヘクタールございます。

それで過去10年で申しますと、7万1,000~クタール完了してございます。過去20年でございますと、約12万4,000~クタール完了してございます。ただ間伐は1回で終わりません。2回というふうな場合もございますので、それらを集計しますと、先ほど申しました7万から8万へクタールは2回目も入れまして完了していますので、70%程度を完了しますが、ただ、時系列で間伐の面積というのは当然5年ごとに動きますので、その中で多少の数値の差はございます。先ほど私どもの室長のほうからお話ししましたが、年間7,000~クタールという考え方で今現在進んでおります。

ただ今後、搬出間伐をメーンに置いていきますので、数量的には今まで切り捨て間伐で7,000~クタールという方向で動いていましたが、搬出間伐になってくると、その労働力と単価的なものと、それと遠い、要するに山奥から出してくる場合もたくさんございますので、その中で多少数量的には落ちてくると思いますが、単純に申しますと、年間7,000から5,000~クタールに減少することになりますので、先ほど申しました7万から8万~クタールが完了していることから、あと残量が3万5,000~クタール程度ございますので、順繰りに整備をしてまいりたいと考えております。

岸本委員

今のは県有林ということですか。徳島県の山全部という理解でいいんでしょうか。

津田林業戦略課長

ただいま申しましたのは、民有林という考え方でございます。

(「県有林は」と言う者あり)

はい、県有林も入ってございます。

(「山全部」と言う者あり)

はい、そうです。県有林、民有林すべて入ってございます。

岸本委員

わかりました。

あとそれから機械の整備等々ということについては、林業組合とか、そういった組合の ほうへの補助金ということになりますか。

梶本次世代プロジェクト推進室長

今、お尋ねの高性能林業機械につきましては、例えば森林組合でございますとか、素材 生産業者という形で丸太を出す組合とか、そういったところに補助金を出しておるという ところでございます。

岸本委員

所有者の組合加入率というんですか。例えば私の近所の方にも山を持っている方がおるんですけども、山を所有している方は100%組合員ですか。

梶本次世代プロジェクト推進室長

ちょっと今、細かなデータは持ち合わせてないんですけれども、森林所有者の方全員が 組合員ということではないと思われます。

岸本委員

農業の耕作放棄地というのもありますけれども、森林のほうで放棄地面積とか、そういったことについて、対策並びにどのくらいのウエートを占めているとか数値的にわかりますか。

津田林業戦略課長

管理放置森林につきましては、なかなか判断が難しゅうございます。例えば、無植栽伐 採跡地や無間伐林地とされてございます。現在、徳島県で把握しております無植栽伐採跡 地でございますけれども約90~クタール程度ございます。

岸本委員

その対策は、今のところどういう対策をとられていますか。

津田林業戦略課長

まず、所有者がおられます。当然、所有者に植栽を促します。当然、保安林であれば植 栽の義務も問われますので、その中で指導していくというふうな形になってございます。

岸本委員

決算の委員会ですので、これでおきたいというふうに思います。予算を見ましても、この林業関係が農林水産部の中でも非常に大きな予算を近年とっておりますので、有効に使っていただきたいなというふうに思います。以上です。

藤田豊委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(12時22分)